

4. その他の海溝型地震への対処方針

4-1. 東南海・南海地震について

- ・大阪湾港湾機能継続計画推進協議会では、海溝型地震と上町断層帯地震の2種類を想定し大阪湾BCP（案）の策定を行っている。本資料が対象とする海溝型地震については、本資料 P1にある通り、海溝型地震の中で大阪湾に最大の地震・津波被害を発生させる南海トラフの巨大地震を想定地震としているが、その他にこれまで発生頻度が高い海溝型地震として想定してきた東南海・南海地震が考えられる。
- ・東南海・南海地震（東南海地震は30年以内の地震発生確率70-80%、南海地震は30年以内の地震発生確率60%程度）については、目標の設定は南海トラフの巨大地震に準じるが、大阪湾沿岸域の被災想定が「震度が主に5強、津波高が2-3m」と南海トラフの巨大地震と比較して小さいことから、下記の実施方針に基づき、対処行動を実施するものとする。

〔BCPの実施方針〕

- 近畿地方整備局と大阪府は、堺2区の緊急物資輸送機能を早急に応急復旧する。（発災後～24時間以内）
- 近畿地方整備局及び港湾管理者は、緊急物資、国際コンテナを受け入れる耐震強化岸壁等を順次啓開復旧する。（発災後～3日間以内）
 - ・東南海・南海地震では2-3mの津波高、0.5m程度の浸水が想定されており、家屋等のがれき、自動車、小型船舶の大規模な流出は想定されない。
 - ・揺れによる落下等での流出物も想定され、上空からの点検、津波注意報解除後の点検で、海上への流出が報告、確認された場合は、直ちに、船団、ガット船を配置し、発災後24時間以内に堺2区、耐震強化岸壁へのアクセスを確保すると同時に、3日間以内には、港湾全体での異常点の撤去を含めた啓開を完了する。
 - *なお、津波注意報解除は発災12時間後と想定し、目標時間を設定した。
- 使用開始後速やかに緊急物資輸送活動、国際コンテナ物流活動を開始する。
 - ・各活動の実施については、南海トラフの巨大地震と同様の考えに基づき実施する。

4-2. 個々の地方公共団体の被災想定への対応について

- ・南海トラフの巨大地震の被災想定（内閣府、H24.08.29 発表）を基本にしつつ、大阪府では、水門・陸閘の機能の有無、地震による防潮堤等の沈下を考慮し、より厳しい条件の下で津波浸水想定を行っている。
- ・その結果、津波浸水面積が拡大するとともに、浸水深が深くなっている。
- ・上記を前提条件とした場合、特に被害の発生として考慮すべき事項を以下に示す。

【配慮すべき事項】

○浸水エリアの拡大に伴う配慮事項

- ・大阪港や堺泉北港等におけるコンテナ施設等の、危険物貯蔵施設の被災を想定する。
 - ：コンテナ等危険物施設において、津波によるタンク、配管類の被災、油流出等の発生。
- ・浸水によるガントリークレーン等の荷役機械の被災について想定する。
 - ：コンテナターミナルのガントリークレーン、ストラドルキャリア等が津波で浸水して使用できなくなる。

○浸水に伴う漂流物除去の考え方

- ・船舶の可航エリアが限定されている港内において、漂流物は船舶航行の重大な障害となるため、水域啓開においては、港内の漂流物の優先的な除去を想定する。
- ・大量のコンテナが拡散して沈下した場合、神戸港、大阪港に入港する船舶の航行の重大な障害となるため、緊急確保航路の設定と同航路の迅速な航路啓開を行うことを想定する。

図 H25 年大阪府津波浸水想定

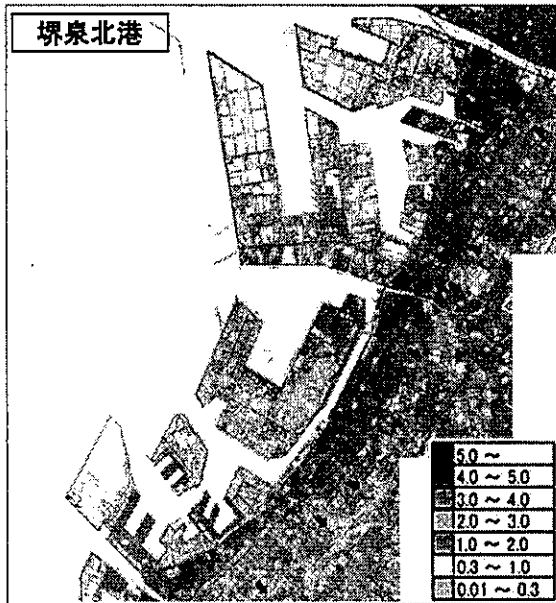
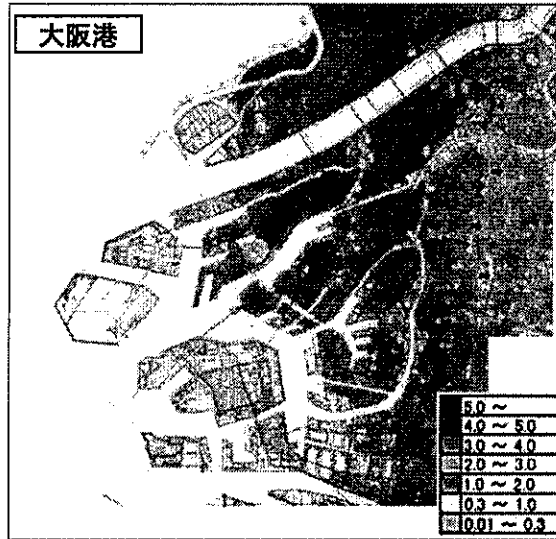
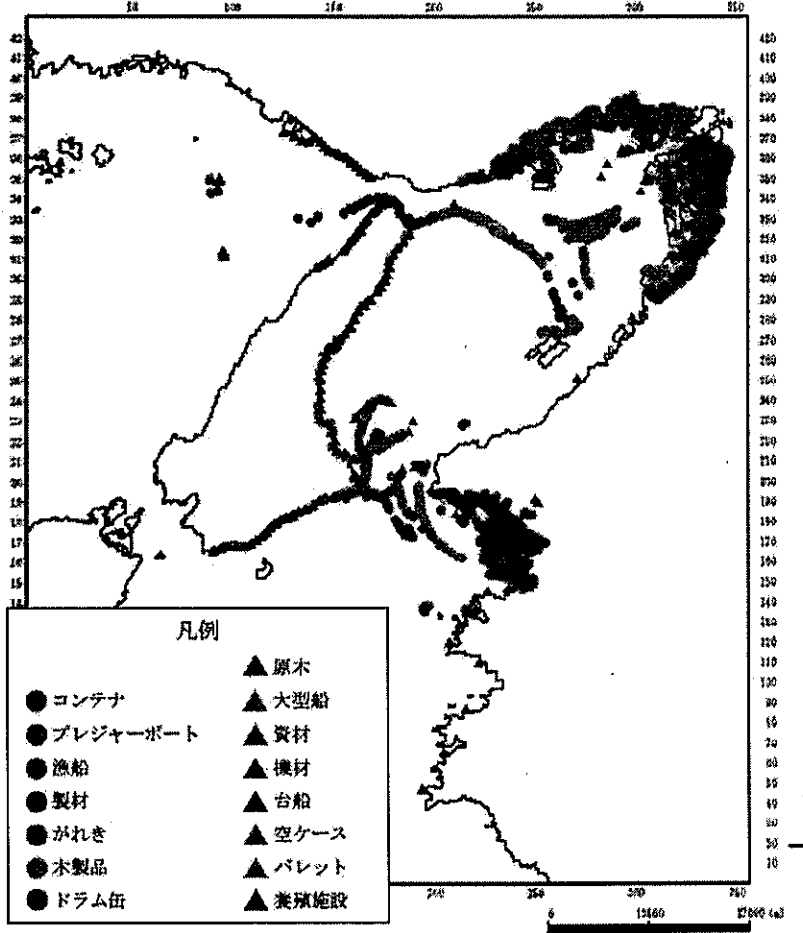


図 大阪湾における漂流シミュレーション結果の例 (地震発生6時間+2日間) [外力は潮流]

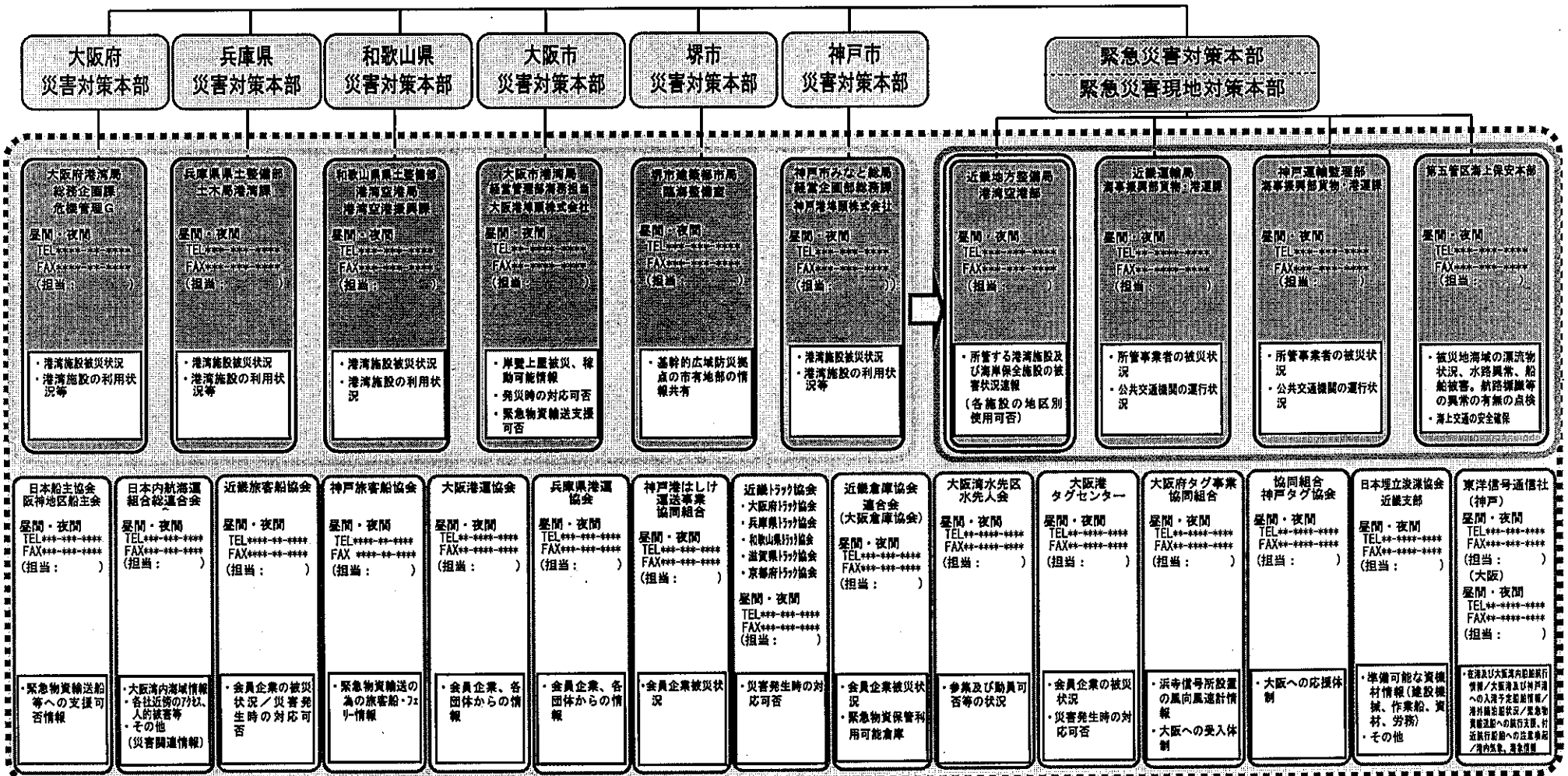


5. 業務継続のための情報連絡系統 (案)

〔緊急物資輸送活動〕

●基本的には、通常業務の関係を活かし、国（近畿地方整備局等）は、初動対応の判断及び指示について統合して実施すると共に、港湾管理者と調整し、横断的な連携活動を実施する。

図 5-1 緊急物資輸送活動における関係者の連携体制 (案) (大阪湾BCP (案) 掲載)



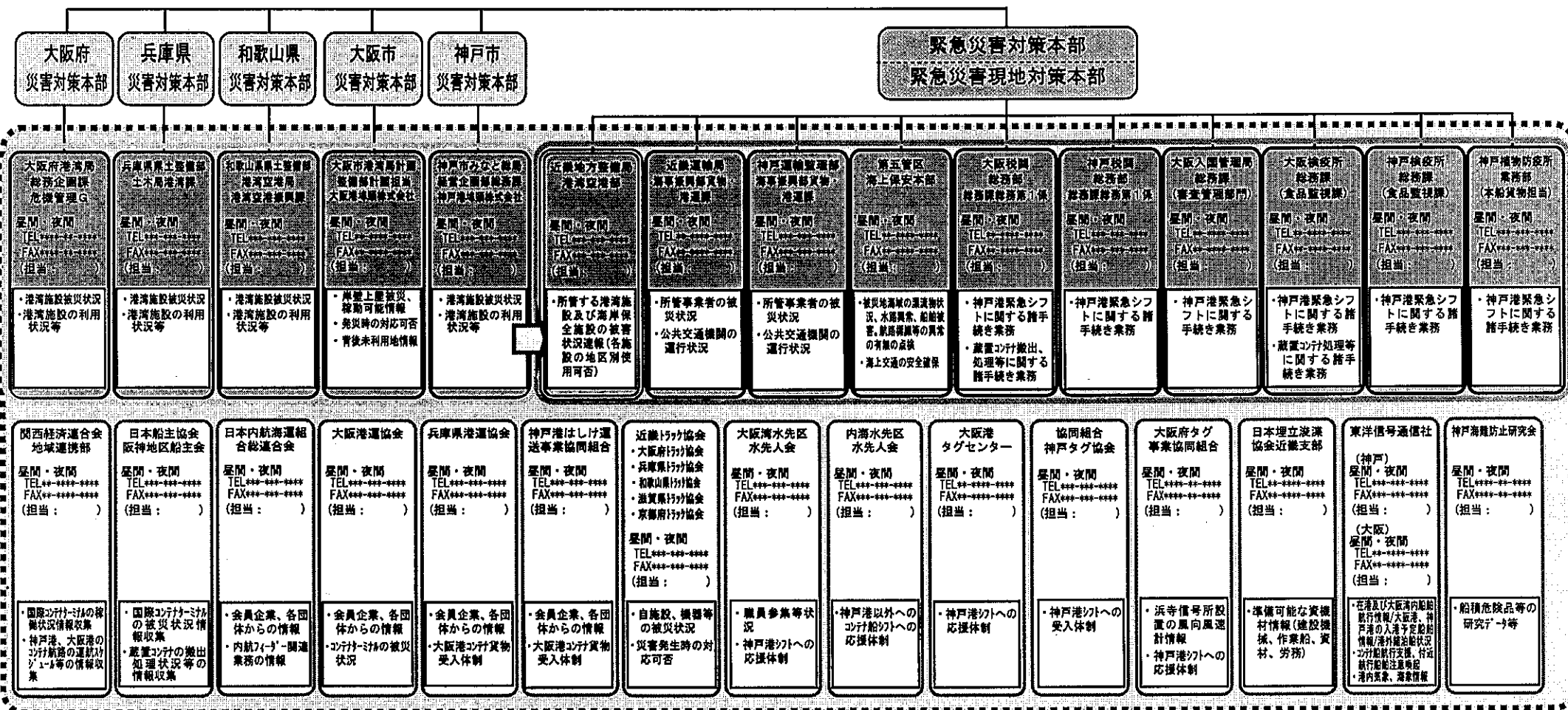
大阪湾港湾機能継続計画
推進協議会

注：上記体制表中の電話番号については、一部個人情報を含むものもあり、ここでは、詳細は伏字としている。
電話番号等の個人情報を含む連絡表については、別途、非公開資料として作成している。

〔国際コンテナ物流活動〕

●基本的には、通常業務の関係を活かし、国（近畿地方整備局等）は、初動対応の判断及び指示について統合して実施すると共に、港湾管理者と調整し、横断的な連携活動を実施する。その際、関係民間団体との連携も密にして、包括的な連携活動を実施する。

図 5-2 国際コンテナ物流活動での連携体制



注：上記体制表中の電話番号については、一部個人情報を含むものもあり、ここでは、詳細は伏字としている。
電話番号等の個人情報を含む連絡表については、別途、非公開資料として作成している。

大阪湾港湾機能継続計画推進協議会

図 5-3 大阪湾BCP（案）に基づく復旧関係者の連絡体制

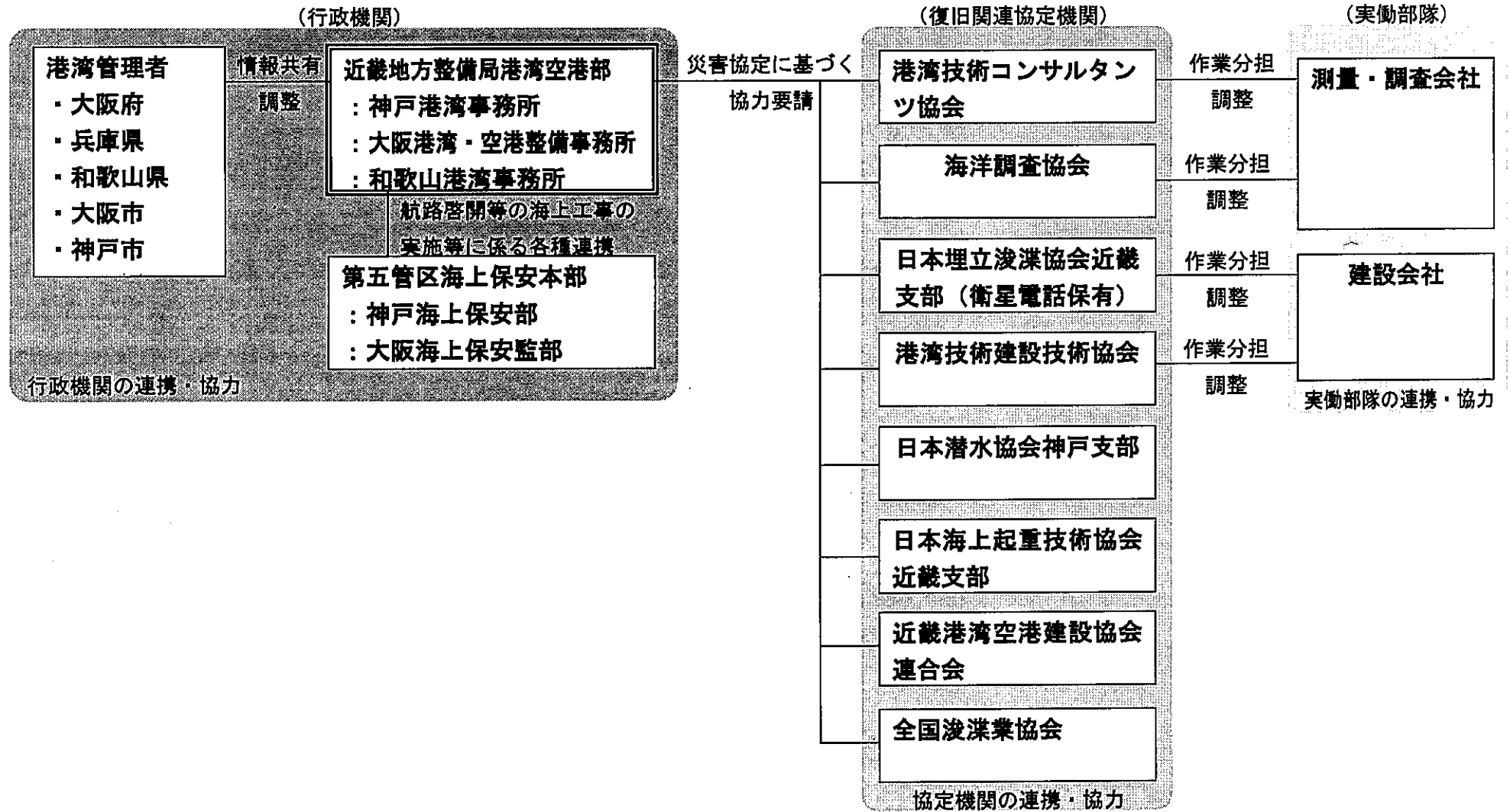
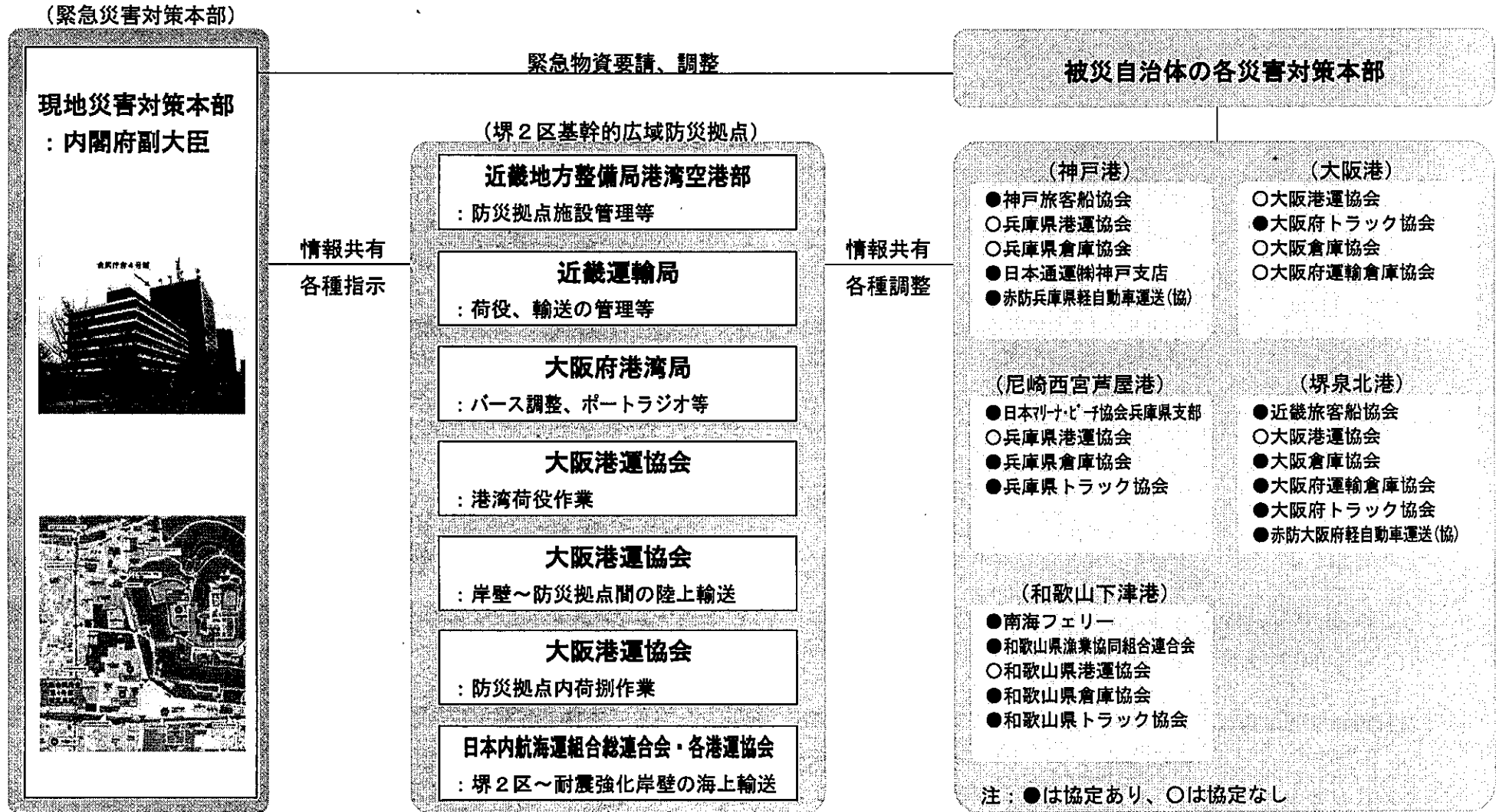


図 5-4 大阪湾BCP（案）に基づく緊急物資輸送関係者の連絡体制（案）



出典：現地災害対策本部の位置は、「防災拠点等のあり方について」（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第 5 回、H24. 7. 17、内閣府）による。
：各港の荷役、輸送、保管に関する協定は地域防災計画による。

6. 留意すべき事態に対する対処方針

- 本BCP（案）で計画する対処行動は、各地区の震度、対応する港湾施設、ライフライン等が被災想定通りであり、コンビナート等産業関連施設での被災が軽微であった場合、かつ、船団等の要員・資機材が計画通り配置・調達できた場合を想定したものである。
- 現実には留意すべき事態が発生することも十分に想定される。よってこれらの留意すべき事態に対しては、本BCP（案）で定める対処行動を基本として、関係主体は臨機に手順の変更について対応する。